

第四十四号議案

江戸川区保育所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区保育所条例の一部を改正する条例

江戸川区保育所条例（昭和三十六年四月江戸川区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表江戸川区松本保育園の項を削る。

付 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区松本保育園を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。